

静岡県告示第307号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定により、令和元年静岡県告示第41号により指定した形質変更時要届出区域の全部の指定を解除するので、同条第3項において準用する同法第6条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和3年3月30日

静岡県知事 川 勝 平 太

1 指定を解除する形質変更時要届出区域

賀茂郡南伊豆町湊字池田655番1、同字池田674番1、同字池田674番2、同字池田674番6、同字池田749番1、同字新田谷戸779番2、同字新田谷戸781番2の各一部（次の図に示す部分に限る。）

2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。）第31条第1項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類

水銀及びその化合物、砒素及びその化合物及びふっ素及びその化合物

3 規則第31条第2項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

4 講じられた汚染の除去等の措置

基準不適合土壌の掘削による除去

（「次の図」は省略し、その図面を静岡県庁及び東部健康福祉センターに備え置いて縦覧に供する。）